

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（同法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成28年11月28日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 金市館ビル  
所在地 札幌市中央区南2条西2丁目1番地
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名  
株式会社金市館ビル 代表取締役 大山 成哉  
札幌市中央区南2条西2丁目1番地
- (3) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
【大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻】  
(変更前) 午前10時00分から午後8時00分  
(変更後) 24時間
- (4) 変更する年月日 平成28年11月21日
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項（参考）
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
株式会社グオ 代表取締役 吉川 恭史  
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル
  - イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,888㎡
  - ウ 駐車場の位置及び収容台数 駐車場なし
  - エ 駐輪場の位置及び収容台数 駐輪場なし
  - オ 荷さばき施設の位置及び面積 届出書添付資料図-3のとおり 23㎡
  - カ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 届出書添付資料図-3のとおり 41㎡
  - キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 駐車場なし
  - ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時

2 届出年月日 平成28年11月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 平成28年11月28日～平成29年3月28日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)  
午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く)

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成29年3月28日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。